

さくら通信4月号

2010年4月 No.64

発行

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

情報は一冊のノートにまとめなさい



同名の本がベストセラーになっている。「目からうろこ」の情報管理術であり、「すべてを一冊のノートで管理する。発生順に書く。メモ、葉書、手紙、名刺、書類等をすべて貼り付ける。検索はパソコンを活用する。」と要約される。この方法には「情報がノートに必ずある」という安心感があり、私もほぼ同様の手法を使っている。



(竹内)

税務調査(任意調査)について ② ～現金商売への調査～

通常の税務調査と異なり、小売業や飲食業などの現金商売の場合には、事前連絡無く、早朝突然に税務調査にやってくる場合があります。ただ、あくまでも納税者の同意を得て行う任意調査ですので、用事があれば、延期してもらうことは可能です。また、顧問税理士が現場に来るまで待ってもらうことも可能ですので、はっきりと調査官に主張すべきです。



こうした調査では、まず前日の売上が正しく帳簿に記録されているかを調べます。前日の売上金は、早朝、まだ手元に保管しているのが通常ですので、これを確認するわけです。現金出納帳の残高と実際の現金残高を突き合せ、もし合わない場合にはその理由について説明を求めます。また、調査官は番号を控えた1万円札を使って、前日にその店で買い物をするといわれています。この1万円札が、前日の売上金の中になければ厳しい追及がなされます。1万円札を使う理由は、おつりとして出て行かないで店に残るからです。



その他、金庫があれば、その中身を確認します。預金通帳についても会社名義だけではなく社長や社長の家族名義のものも全て提出を求めます。印鑑についても、全て印影をとります。また、パソコンの中身も確認し、ファイルをコピーします。別の税務調査記録や法定資料として収集した資料(資料せん)と売上帳と突合します。さらに取引銀行、証券会社に反面調査に行き取引を調べます。



それでも、はっきりとした証拠がつかめない場合には、調査着手前に把握した客の入店状況、レジの有無、主要な商品の値段、同業他社の利益率、会社や社長の生活状況・資産の保有動向などの状況証拠から、脱税額を類推し、社長に事実を認めるよう迫ります。



調査官に無用の疑いをもたれないよう、日々の売上管理・記録は慎重にしたいものです。

(大寺)

平成22年度における年金額

平成22年の標準年金額

1月下旬に厚生労働省より発表された金額です。

老齢基礎年金



1人分 66,008円
(年金を満額かけていた場合の基準)

据置き

厚生年金



夫婦2人分 232,592円
(夫の平均収入 36万円で40年就業し、
妻がその間すべて専業主婦の場合)

スライド特例

平成22年度の年金額の場合、[平成17年の物価水準]と比較すると、依然として0.3%上回っている状況にあるため、法律の規定に基づいて、平成22年度の年金額は据置きとなったのです。

(西谷)

4月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料 160万円未満:請負金 額 19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 30日 労働者死傷病報告書の提出
<休業4日未満1月~3月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
最低賃金適用報告・最低賃金適用報告・預金管理状況報告(労働基準監督署)

健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(社会保険事務所または健康保険組合、公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
世界保健デー(7日)

4月の税務

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 2 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限・・・4月30日(道府県及び市町村)
- 3 軽自動車税の納付
(1) 賦課期日・・・4月1日
(2) 納期限・・・4月中において市町村の条例で定める日
- 4 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
納期限・・・4月中において市町村の条例で定める日
- 5 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限・・・4月12日
- 6 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限・・・4月30日
- 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限・・・4月30日

- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
<消費税・地方消費税> 申告期限・・・4月30日
- 9 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>・・・半期分
申告期限・・・4月30日
- 10 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限・・・4月30日
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヵ月分)
<消費税・地方消費税> 申告期限・・・4月30日
- 12 固定資産台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

《資産税係》

非上場会社の株式にも相続税、贈与税がかかる！？

上場会社の株式は、市場があるため財産価値を把握しやすいが、それ以外の（すぐに資金化出来ない）株式については、市場が無いと財産価値が無いと思っておられる方が少なくありません。

相続、贈与により株式を譲り渡す場合には、その時点における会社の財産価値を評価しなければならず、その金額によっては、相続税、贈与税が課税される可能性があります。

通常、直前決算期の貸借対照表を時価に置き換えて評価しますので、次の様な場合には、予想以上に評価額が高くなり、思わぬ税負担となることがあります。

土地、有価証券の時価が高く、帳簿価額と乖離している。

他人の土地の上に会社の建物があり、借地権が会社の資産に計上される。

決算が終われば、その時点での会社の評価額を試算し、対策を検討されてはいかがでしょうか。

(久保脇)

《会計制度》

会計と税務の相違点(会計上の見積もり) 3

今回は、会計上の見積もりについて述べさせていただきます。

今回は、契約で「来期サイコロを振って、偶数の目が出たら 200 万円を支払う(奇数ならゼロ)」ことが決まっているケースを考えてみました。そこでは「サイコロを振って偶数の目が出る確率は 1/2 である」と、あたかも当然のことのように(あえて)書かせて頂きました。しかし、この契約だけで本当に「当然のこと」と言い切ることができるでしょうか？

会計上の見積もりを行う際には、適切な仮定をたて、適切な情報を入手することが必要不可欠です。(ここでの「適切な」とは、世間一般に妥当と認められる程度の、というレベルを意味します)。上記の例では、「サイコロで偶数の目が出る確率は 1/2 である」という仮定を、適切な情報で確認することが必要となります。つまり、契約で使用されるサイコロに細工がされていないこと、及び公正な環境(人及び場所)でサイコロが振られること。これらが担保されて初めて、正確な「会計上の見積もり」が可能となるのです。

(渡邊)

《医療係》

医薬品の新販売制度がスタート！！

先月号ではリスクの程度に応じて一般用医薬品を3つに分類した事を紹介しました。今回は3つの分類の内「第1類医薬品」について説明します。

第1類医薬品は特にリスクが高いもの(一般用医薬品としての使用経験が少ない等、安全性上特に注意を要する成分を含むもの)をいいます。対応する専門家は「薬剤師」で、書面を用いて、適正使用のために必要な情報提供を行わなければならないとされています。店舗における第1類医薬品はオーバザカウンター(販売側から購入者へカウンター越しに医薬品を手渡すような陳列方法)として陳列されてます。

ちなみに、例を挙げると「大正製薬」の「パブロン鼻炎カプセルZ」です。これから花粉症の方にはつらい時期に突入します。購入される方は薬剤師にご相談を。

(後藤)

《建設係》

建設業法施行規則等の改正！！

平成 22 年 4 月 1 日以降に建設業者が提出する財務諸表様式が見直されました。

1. 貸借対照表(別記様式第15)の見直し

「リース取引に関する会計基準」の改正により、実質的に割賦販売と同一視できるリース取引は、貸借対照表上で売買同様の処理を行うとし、「リース資産」及び「リース債務」という勘定科目が追加されました。

2. 注記表(別記様式第17号の2)の見直し

「会計計算規則」の改正により、金融商品、賃貸不動産については時価評価に関する注記を行うとされました。

3. 用語の整理(別記様式第15号、16号、18号、19号)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び一般的な会計慣行に合わせ、以下のとおり用語が形式的に整理されました。

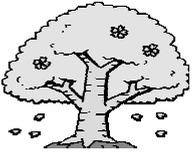
(例)

「受取利息配当金」 「受取利息及び配当金」

「破産債権、更生債権等」 「破産更生債権等」等

注記表について、平成 21 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度に関しては、従前の様式を使用することが可能となっております。経営状況分析等を申請される方は留意して下さい。

(待田)



今月号も楽しく 頑張ってます
先月号に引き続きまして・・・**役職員紹介 第3弾！！**
まだまだ折り返し！？地点です。
どうぞ、最後までお付き合いください。



(平野)

税務部 資産税課 課長補佐 坂田 美佐

週末は小学生の息子の野球観戦。バッティングや守備に一喜一憂し、「しっかり守れ!」「声出せ!」「左中間に打てえ~!」などオッチャンのようなヤジを飛ばす。こんな姿は、知っている方には見せられません(^_^;)。

もしも、どこかのグラウンドで見かけたときには、そっとしておいてください。ちなみに家には、ホームベース、バッティング用ネット、トスマシン、定価3万円のバットなどがあります。



(坂田)

税務部 第1課 課長補佐 岸上 太吉

岸上太吉さんはプライベートでは徳島ヴォルティスのファンであり、また写真を撮ることが好きでありユーモア溢れる人ではありますが、仕事では所内での委員会をいくつか兼任し、公私共に充実しているように見えます。実際はどうかは本人しかわかりませんが・・・

さて、購読の皆様は問題です。彼の「名前」どう読むかわかりますか？是非考えてみてください。

答えは今後のさくら通信で・・・ (後藤)

税務部 第2課 課長補佐 坂 雅市

今回ご紹介する坂さんは入社8年目、仕事の質・量共に所内トップクラス、当社の将来を担う逸材です。個人的には、彼の「一度決めたら必ず最後までやり通す」意志の強さを何よりも高く評価しております。

ちなみに趣味は宝くじを買うこと、特技は外れくじを買うこと、将来の夢は一等くじを買うこと、座右の銘は「あきらめません勝つまでは」。強固な意志の力が確率を凌駕する日が来ることを願ってやみません。



(井上)

税務部 第3課 伊藤 美智子

入社した時は20代だったのですが、気づけばアラフォー課の一員となっている事に驚いている今日この頃です。趣味は、スノーボード・テニスとアウトドアだったのも、今はヨガとなっています。

日曜日は、ほとんど一日家にこもっていたり・・・このままでは・・・!?

と思ったりする時もありますが、3課は居心地も良く、充実した毎日が過ごせています。

感謝の気持ちでこれからも頑張りたいです。 (伊藤)



税務部 第4課 待田 貴司

4課の水筒男子、スイーツ男子こと待田です。チョコやプリンなど、とにかく甘い物が好物で、この事務所働き始めて約4年半で12kg 太りました(涙)今では何とか標準体重に戻りましたが・・・いつの日かリバウンドが・・・(怖)

また、スポーツ観戦も大好きで、阪神タイガース、サッカー、プロレスをこよなく愛し、ちなみに阪神ファン歴は25年です!!サッカー大好きのM先生を筆頭に、今日も事務所の片隅で野球談義やサッカー談義に花を咲かせていることでしょう(笑)ちゃんと仕事はしてますん・・・どっちゃやねん!! (待田)



税務部 第5課 平野 りよ

ひ ときわ大きな笑い声 (^ ^)/
ら ぶりー♡ふいすでごまかして
の ぼり調子の成長株
り かいどバツゲン!!
よ ろしくです (* / *)キャ

(課員一同)

社会保険部門 向 愛弓

社会保険部門の中で一番若いです。就職・結婚・出産をさくら事務所で迎え、人として、親として一番充実している頃です。食べ物はベリー系のスイーツが大好きで、結婚式のウェディングケーキも真っ赤なベリームースのケーキでした。おっとりした感じは全体的に漂っていますが、仕事の内容は緻密で、解らない事があると徹底的に追及するタイプのハード頭脳です。



(社保一同)

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。